後発医薬品選択支援データベースの構築

奥 覚子¹、 栗原 輝子¹、 工藤 賢三²、 佐藤 信範³、 鈴木 聡子¹ ¹ データインデックス株式会社、 ² 岩手医科大学附属病院 薬剤部、 ³ 千葉大学大学院 薬 学研究院 臨床教育

【目的】国民医療費に占める薬剤費抑制のため、厚生労働省は後発医薬品の使用促進に積極的に取り組んでいる。平成22年度診療報酬改定においては、「薬局の調剤基本料における後発医薬品調剤体制加算の見直し」が行われ、的確な後発医薬品の選択が必要となっている。しかし、同一有効成分にも関らず、官報告示の一般名が異なる点や規格や剤形のばらつきにより、後発医薬品を選択する際に支障を来している。これらの問題点を解決すべく、後発医薬品選択支援データベースの構築を試みた。

【方法】医療用医薬品の添付文書を用い、一般名は異なるものの有効成分が同じ薬品を同一分類化した。更に、同一有効成分内において、規格表示は異なるが一製剤あたりの含有量が同じ薬品の同一分類化を図った。これらの分類と、厚生労働省が示す「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」の情報を用い、後発医薬品選択支援データベースを構築した。

【結果・考察】厚生労働省より後発医薬品のリストは公示されているものの、先発医薬品と後発医薬品で告示される一般名が異なり、一般名を用いたシステムでは適正な後発医薬品検索ができなかったが、有効成分分類によりこの問題を解決した。また、一製剤中の含有量が同じでも、先発医薬品は粉末で後発医薬品は液体の注射剤の場合、規格情報や剤形情報の一致によるシステムでは後発医薬品への代替検索ができなかった。しかし、構築した同一含有量分類を用いることで、異なる規格でも含有量が同じ薬品同士の網羅性の高い検索が可能となった。以上より、今回構築したデータベースは、厚生労働省の定める「含量規格が異な後発医薬品への変更調剤」「類似する別剤形へ後発医薬品への変更調剤」に対応可能となっている。今後ますます使用が促進されると思われる後発医薬品であるが、臨床において迅速かつ的確な選択を行うことは、医療安全と患者満足の側面からも有用であると考える。